

議案第 7 3 号

向日市公民館の設置および管理に関する条例の一部改正について

向日市公民館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 1 1 月 2 6 日提出

向日市長 安 田 守

## 条例第 号

向日市公民館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

向日市公民館の設置および管理に関する条例（昭和56年条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名中「および」を「及び」に改める。

第1条中「（昭和24年法律第207号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「および」を「及び」に改める。

第2条中「および」を「及び」に改める。

第3条を削る。

第4条中「館長」の次に「を置き」を加え、「おく」を「置くことができる」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「この条例に定めるもののほか」の次に「、この条例の施行に関し」を加え、同条を第20条とする。

第3条の次に次の16条を加える。

（管理）

第4条 向日市物集女公民館、向日市上植野公民館、向日市鶏冠井公民館、向日市寺戸公民館及び向日市森本公民館は、向日市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

2 向日市中央公民館（以下「中央公民館」という。）の管理は、法人その他の団体であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、向日市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 中央公民館の使用の許可に関する業務
- (2) 中央公民館の施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (3) 法第22条に規定する事業の実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務  
(指定管理者の指定の手続)

第6条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める事項を明示して公募するものとする。ただし、公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が市民の平等使用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が中央公民館の効用を最大限に発揮するとともに、効果的かつ効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

4 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の期間)

第7条 指定管理者が管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

（協定の締結）

第8条 指定管理者は、教育委員会と中央公民館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) 中央公民館の管理に要する費用に関する事項

(4) 中央公民館の使用者等に係る個人情報（向日市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する事項

(5) 中央公民館の管理を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項

(6) 事業報告書に記載すべき事項

(7) その他教育委員会が必要と認める事項

（事業報告書の作成及び提出）

第9条 指定管理者は、毎年度終了後1か月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度途中において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して14日以内に、当該年度の取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 中央公民館の管理業務の実施状況及び使用状況
- (2) 中央公民館の管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による中央公民館の管理の実態を把握するために必要なものとして教育委員会が定める事項  
(業務報告の聴取等)

第10条 教育委員会は、中央公民館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況について定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 第6条第4項の規定は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(開館時間)

第12条 公民館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとし、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復する

ために要する時間を含むものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、館長が特別の事情があると認めた場合は、開館時間を短縮又は延長することができる。

(休館日)

第13条 公民館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日（中央公民館及び向日市寺戸公民館を除く。）
- (2) 月曜日（向日市寺戸公民館に限る。）
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23法律第178号）に規定する休日（中央公民館を除く。）
- (4) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
- (5) 前各号の規定にかかわらず、館長が特別の事情があると認めた場合は、教育委員会の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に設けることができる。

(使用の許可)

第14条 公民館を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

- 2 館長は、前項の許可に、公民館の管理運営上必要な条件を付すことができる。

(使用の制限)

第15条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用申請者又は使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、法第23条及びこの条例又はこれに基づく規則に違

反したとき。

(2) 公民館の使用が公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(3) 公民館の使用により公民館の施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。

(4) 公民館の管理運営上支障があるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、公民館の使用が適当でないと認めるとき。

(原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第11条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、その使用が終わったとき又は前条の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止若しくは退去を命じられたときは、その使用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、館長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第17条 指定管理者又は使用者の責めに帰すべき理由によって、施設又は附属設備を損傷し、又は滅失させた場合は、指定管理者又は使用者においてその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(守秘義務)

第18条 指定管理者は、個人情報情報の漏えいの防止その他個人情報情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者及び公民館の業務に従事している者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後においても、同様とする。

(読替規定)

第19条 第12条第2項、第13条第5号、第14条第1項及び第2項、第15条並びに第16条第2項までの規定は、第4条第2項の規定による指定管理者について準用する。この場合において、第12条第2項中「館長が特別の事情があると認めた場合は、」とあるのは「指定管理者が特別の事情があると認めた場合は、教育委員会の承認を得て」と、第13条第5号、第14条第1項及び第2項、第15条並びに第16条第2項中「館長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の向日市公民館の設置および管理に関する条例の規定に基づきなされた使用の許可、使用の許可の申請その他の行為については、改正後の向日市公民館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定に基づきなされた使用の許可、使用の許可の申請その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 3 改正後の条例第6条の規定による指定管理者の指定の手続きその他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

〈参 考〉

向日市公民館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>向日市公民館の設置及び管理に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、向日市公民館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 設置する公民館の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 公民館に館長を置き、事務職員その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>(管理)</p> <p>第4条 向日市物集女公民館、向日市上植野公民館、向日市鶏冠井公民館、向日市寺戸公民館及び向日市森本公民館は、向日市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。</p> <p>2 向日市中央公民館（以下「中央公民館」という。）の管理は、法人その他の団体であつて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、向日市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 中央公民館の使用の許可に関する業務</p>	<p>向日市公民館の設置および管理に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号_____）第24条の規定に基づき、向日市公民館の設置および管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 設置する公民館の名称および位置は、別表のとおりとする。</p> <p>(連絡等にあたる公民館)</p> <p>第3条 前条に規定する向日市中央公民館は、同条に規定する他の公民館の連絡等にあたる公民館とする。</p> <p>2 前項に規定する連絡等にあたる公民館は、当該公民館の事業のほか、公民館相互の連絡調整に関する事業その他個々の公民館で処理することが不相当と認められる事業を実施するものとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 公民館に館長____、事務職員その他必要な職員をおく_____。</p>

(2) 中央公民館の施設及び附属設備の維持管理に関する業務

(3) 法第22条に規定する事業の実施に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第6条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める事項を明示して公募するものとする。ただし、公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) 事業計画書の内容が市民の平等使用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が中央公民館の効用を最大限に発揮するとともに、効果的かつ効率的な管理が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

4 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の期間)

第7条 指定管理者が管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年内とする。ただし、再指定を妨げない。

(協定の締結)

第8条 指定管理者は、教育委員会と中央公民館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) 中央公民館の管理に要する費用に関する事項

(4) 中央公民館の使用者等に係る個人情報（向日市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）第2条第1号

に規定する個人情報(をいう。以下同じ。)の保護に関する事項

(5) 中央公民館の管理を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項

(6) 事業報告書に記載すべき事項

(7) その他教育委員会が必要と認める事項  
(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後1か月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度途中において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して14日以内に、当該年度の取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 中央公民館の管理業務の実施状況及び使用状況

(2) 中央公民館の管理に係る経費の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による中央公民館の管理の実態を把握するために必要なものとして教育委員会が定める事項

(業務報告の聴取等)

第10条 教育委員会は、中央公民館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況について定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 第6条第4項の規定は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(開館時間)

第12条 公民館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとし、実際に使用する時間のほか、その準備及

び原状に回復するために要する時間を含むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が特別の事情があると認め  
た場合は、開館時間を短縮又は延長することができる。

(休館日)

第13条 公民館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日（中央公民館及び向日市寺戸公民館を除く。）

(2) 月曜日（向日市寺戸公民館に限る。）

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23法律第178号）に規定する休日（中央公民館を除く。）

(4) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(5) 前各号の規定にかかわらず、館長が特別の事情があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に設けることができる。

(使用の許可)

第14条 公民館を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の許可に、公民館の管理運営上必要な条件を付すことができる。

(使用の制限)

第15条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

(1) 使用申請者又は使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、法第23条及びこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 公民館の使用が公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(3) 公民館の使用により公民館の施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。

(4) 公民館の管理運営上支障があるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、公民館の使用が適当でないとき。

(原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第11条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停

止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は  
附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。た  
だし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、その使用が終わったとき又は前条の規定に  
より許可を取り消され、若しくは使用の中止若しくは退  
去を命じられたときは、その使用した施設又は附属設備  
を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、館  
長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第17条 指定管理者又は使用者の責めに帰すべき理由に  
よって、施設又は附属設備を損傷し、又は滅失させた場  
合は、指定管理者又は使用者においてその損害を賠償し  
なければならない。ただし、教育委員会が特別の事情が  
あると認めるときは、この限りでない。

(守秘義務)

第18条 指定管理者は、個人情報の漏えいの防止その他  
個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなけれ  
ばならない。

2 指定管理者及び公民館の業務に従事している者は、業  
務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用して  
はならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しく  
は指定を取り消され、又はその職を退いた後においても、  
同様とする。

(読替規定)

第19条 第12条第2項、第13条第5号、第14条第  
1項及び第2項、第15条並びに第16条第2項までの  
規定は、第4条第2項の規定による指定管理者について  
準用する。この場合において、第12条第2項中「館長  
が特別の事情があると認めた場合は、」とあるのは「指  
定管理者が特別の事情があると認めた場合は、教育委員  
会の承認を得て」と、第13条第5号、第14条第1項  
及び第2項、第15条並びに第16条第2項中「館長」  
とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行  
に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、  
\_\_\_\_\_必要な事項は、教育委員会が定める。